

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月30日

【会社名】 木徳神糧株式会社

【英訳名】 KITOKU SHINRYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平山 惇

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目2番22号
(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は下記「最寄の連絡場所」で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田小川町二丁目8番地

【電話番号】 03(3233)5121(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 管理部門統括 稲垣 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額39,822,690円

ロ 効力発生日

平成30年3月30日

第2号議案 株式併合の件

イ 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合するものであります。

ロ 株式併合の効力発生日

平成30年7月1日

ハ 効力発生日における発行可能株式総数

6,000,000株

ニ その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決することを条件とし、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会に一任するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

イ 目的（現行定款第2条）

今後の事業内容の多角化に対応するため、事業目的を追加するものであります。

ロ 公告方法（現行定款第4条）

利便性の向上及び公告手続きの合理化のため、当社公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

ハ 発行可能株式総数、単元株式数（現行定款第5条、第7条）

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、本変更については、第2号議案における株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものであります。

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役として、木村 良、平山 惇、三澤正博、鎌田慶彦、稲垣英樹、石田俊幸、竹内伸夫、岩荅永人、秋岡栄子を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として福田眞也を選任するものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として尾崎達夫を選任するものであります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される天川誠に対し退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	4,941	29	0	(注)1	可決 91.75
第2号議案 株式併合の件	4,953	17	0	(注)2	可決 91.97
第3号議案 定款一部変更の件	4,956	14	0	(注)2	可決 92.03
第4号議案 取締役9名選任の件					
木村 良	4,954	16	0	(注)3	可決 91.99
平山 惇	4,954	16	0		可決 91.99
三澤正博	4,958	12	0		可決 92.07
鎌田慶彦	4,958	12	0		可決 92.07
稲垣英樹	4,958	12	0		可決 92.07
石田俊幸	4,958	12	0		可決 92.07
竹内伸夫	4,958	12	0		可決 92.07
岩苔永人	4,958	12	0		可決 92.07
秋岡栄子	4,950	20	0		可決 91.92
第5号議案 監査役1名選任の件	4,954	16	0	(注)3	可決 91.99
第6号議案 補欠監査役1名選任 の件	4,960	10	0	(注)3	可決 92.10
第7号議案 退任取締役に対し退 職慰労金贈呈の件	4,939	31	0	(注)1	可決 91.71

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成比率の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席株主の全ての株主分）に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。